

第2回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年3月28日(木)

事務局：では、定刻になりましたので、これから指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議を開催します。私は、本日司会を務めさせていただきます、宮城県環境生活部廃棄物対策課の佐藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、村井知事が御礼等を申し上げます。

村井知事：皆さん、おはようございます。本日は年度末の大変お忙しい中、ほとんどの首長さん、また副市長さん、副町長さんにお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、環境省からは、井上環境副大臣、秋野政務官をはじめとする皆様にご出席をいただきました。まことにありがとうございます。

本日の会議では、昨年10月25日に引き続く第2回目の会議となります。1回目の会議から5カ月たって、今まで何をやっていたんだというお声が私のところにも届いております。私もこの5カ月間は大変時間がかかり過ぎだという思いを持っておりますが、その間、政権交代がございまして、環境省内では新しい政権のもとで経緯の検証と今後の方針の策定を行っていたということでございますので、この点につきましては、ぜひ皆様、ご理解をいただきたいというふうに思います。

第1回目の会議の際にお諮りをいたしましたとおり、環境省側から最終処分場の構造等に関する説明、そして第1回目の会議での合意を受けまして、国に対応を求めていた事項、宿題の部分ですね、これについて今日はご回答をいただくことになろうかというふうに思っております。

この会議は、前回1回目で確認し合いましたとおり、この問題、最終処分場が決まって具体的に工事が始まるまで、みんなで課題を共有したいというふうに思っております。いずれ候補地が、候補地となります市町村名が出てまいります。恐らく名前が出たら、市町村長さん方は政治生命をかけなければならないと、大変厳しい塗炭の苦しみを味わいながら判断をしていかなければならないという対応に追われるわけでありまして。その際には、ぜひその人一人の責任に負わせることなく、ここにおられます35人の市町村長さん、そして私も含めまして、みんなで課題を共有し、住民説明会のときにもできるだけ皆さん参加していただいて、一緒にお叱りを受けながら県内の指定廃棄物を1カ所をお願いをする

ということを進めていきたいというふうに思っております。

なお、この会議、毎回もとに戻るわけにはいきませんので、どんどん前へ進めていきたいと思っております。前回確認し合っており、県内1カ所ということで話は進めてまいりたいというふうに思っております。また、具体的な市町村名が出てきたときには、うちはだめだということを出したならば、これはもう話が全く前へ進まなくなりますので、どこが難しいんだと、どの部分を解決すれば受け入れができるようになるんだという、そういう姿勢で、ぜひとも皆様、一緒になって考えていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、どこかが貧乏くじを引かなければならないという大変大きな問題でございます。時に厳しい批判を受けるべき、私も批判の矢面に立つつもりでございます。もちろん国が一元的には責任を負いますけれども、みんなで責任を負うと、みんなで批判の矢面に立つというつもりで、この問題、解決をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか皆様、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日は限られた時間ではございますけれども、ぜひとも皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただければというふうに思います。今日はどうもありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

事務局：それでは、ここで、環境省からお越しになっている皆様のご紹介をいたします。

まず、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いをいたします。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしくお願いをいたします。

事務局：梶原環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：梶原でございます。よろしくお願いを申し上げます。

事務局：鳥居環境省東北地方環境事務所長でございます。

鳥居所長：よろしくお願いいたします。

事務局：環境省の指定廃棄物対策チームの松田補佐でございます。

松田補佐：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、ここで、井上副大臣からご挨拶を頂戴したいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

井上副大臣：環境副大臣を務めております井上信治でございます。

指定廃棄物の件につきましては、本当に皆様には大変なご心配をおかけいたしまして、お詫びを申し上げます。そして、そんな中で、知事さんの大変なリーダーシップによりまして、今日もこういった会議を主催いただきました。また、年度末のお忙しいところ、大勢の市町村長さんが、代理の皆様もご出席をいただきまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

先ほど知事さんのご挨拶にもありましたけれども、まずは昨年の10月に第1回ということで市町村長会議を開催いただきまして、そしてこの県内で1カ所集約をして処理をしていくという方針をお決めいただきましたこと、大変ありがたいというふうに思っております。その後、言い訳になりますけれども、選挙があり、そして政権交代ということがありまして、なかなか進まない状況にありました。私ども、昨年末に新政権ということになりまして、この指定廃棄物の問題が各県においてなかなか進まない状況になっているということ、これをまず目の当たりにいたしまして、これではいけないと、何とかしなければいけない、そしてそのためには、まずは徹底的に前政権の指定廃棄物に対する取り組み、これを検証していこうということで、石原大臣の強い思いもありまして、この検証という作業をやってまいりました。そして、2カ月間かけてこの検証をして、2月25日に新しい選定プロセスというものを発表させていただきまして、そしてその翌日にこの宮城県に参りまして村井知事さんにご報告とご協力をお願いをさせていただいた、こういった経緯でございます。

そして、その新しい選定プロセスの中で、後ほどご説明させていただきますけれども、やっぱり重要な一番のポイントは、地元の方々のご協力が必要だということ、それが不十分であったということでもあります。ですから、地域のさまざまなご意向、そしてそれぞれ地域によっても事情は異なります。そういったことを尊重しながら、そして丁寧に意見交換を重ねながら、何とかしてご理解をいただいてこの問題を前に進めてまいりたいと思っております。

そういう意味では、もう既に当初予定していたスケジュール、数カ月遅れているというのが現実であります。そして、この宮城県内におきましても、いわば一時保管の状態になっておいて、そして住民の皆様が大変なご心配をされているというのも現実でありますから、丁寧に着実に手続を踏みながら、しかしスピーディーに解決をしていかなければいけない。大変重い課題だとは思いますが、それだけ県民の皆様に関心も高い、期待も高いということでもありますから、ぜひ県、そして市町村のご協力をいただいて、国が責任を持って進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局：それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、それから出席者名簿。資料1「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」、資料2「宮城県における指定廃棄物の排出状況等について」、資料3「宮城県における最終処分場の整備について」、資料4「最終処分場の構造・維持管理による安全性の確保について」、資料5「最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方について」、資料6「最終処分場候補地の選定に係るご意見に対する環境省の考え方について」、資料7「今後のスケジュールについて」となっております。配付漏れがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

本日お越しになっていただいております各市町村の皆様のお名前と、県側の出席者名につきましてですが、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきたいと考えておりますので、ご了承願います。

それでは、あと、本日の会議につきましては、知事が座長となって進行を務めさせていただきますこととしております。

まず、環境省側から資料1から資料4までの最終処分場等の所見やその安全性等につきまして、資料に従ってご説明いただきまして、その内容について意見交換、それから、資料5と6、最終処分場等の設置候補地の選定基準と県からの要望に対する考え方について

の2点について、資料に従ってご説明をいただきまして、またその後、意見交換というこ
とで進めさせていただきたいと考えております。

なお、本日の会議はマスコミに公開して行われますので、ご了承いただければと思いま
す。

ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。取材につきましてはフルオープンといた
しますけれども、会議の円滑な進行にご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

座長は知事ということで、よろしくお願いしたいと思います。

村井知事：それでは、議事に入ります。

今日は11時30分までということになっておりますが、副大臣、公務の関係で12時
21分の新幹線に乗るそうです。したがって11時50分までぎりぎり延ばすことができ
るということでございます。しかし、時間が限られておりますので、スムーズな進行、ご
協力よろしくお願い申し上げたいと思います。

まず、資料1から資料4までの、最終処分場等の諸元や安全性等について、環境省の
梶原部長から説明をしていただきたいと思います。資料1から資料4まで、まずまとめて
説明をしていただきます。お願いします。

梶原部長：環境省の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座ってご説明をさせ
ていただきたいと思います。

まず、資料1をご覧いただきたいと思います。

先ほど井上副大臣からご説明申し上げましたが、2月25日に今後の方針について発表
させていただいております。

まず、はじめにでございますけれども、昨年9月に栃木県矢板市あるいは茨城県高萩
市ということで、候補地を選定して公表させていただいたところでございますが、地元
のご理解が得られず説明もできないといった状況があり、政権交代を機に、これまでの取
組みを検証して新たな選定プロセスを見直したということでございます。

ポイントにつきましては、まず検証結果、左の赤い枠の中でございます。3点ございま
す。1つは、選定作業の実施あるいは選定作業の結果の共有に当たりまして、市町村との
意思疎通が不足していたと。第2番目といたしまして、候補地の提示に当たりまして詳細

な調査あるいは専門的な評価が不足していた。3番目でございますが、各県それぞれの事情があるにもかかわらず、そういう事情を踏まえた対応が不十分であったのではないかと、こういうことでございます。

それで、右側でございます。大きく3点の新たな方針を出してございます。1つは、本日、最初の会議をここ宮城県で開いていただいておりますけれども、まず、市町村長の会議の開催を通じて共通の理解を醸成していく。具体的には、指定廃棄物の処理に向けていろんな基礎情報を共有して共通理解を醸成し、また、地元の実情に合わせて考慮すべく、具体的な事項について議論をし、配慮をしていく。2番目でございます。専門家による評価を実施する。これにつきましては、3月16日に第1回会議を開催させていただいております。後ほどまた詳しくご説明を申し上げますけれども、施設の安全性に関する考え方、あるいは候補地の選定手順、基準についての議論をする。それで、3番目でございますが、候補地の安全性に関する詳細な調査を行う。この調査の結果につきましては2番目の専門家の評価も受けるということでございます。

この資料1の最後のページを見ていただきたいんですが、2月25日に発表して以来、各県にご報告をしております。3月16日、有識者会議を開き、本日28日、宮城県の第2回の市町村長会議でございますが、その後、4月22日が第2回の有識者会議を開催する予定でございます。

資料2を見ていただきたいと思っております。こういう資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、もう既にご存じのこととは思いますが、1ページ目、見開きのところでございますが、これは8,000ベクレルを超える指定廃棄物は国が処理することになってございます。また、下のページにありますように、県内で発生した指定廃棄物は当該県の中で処理をするという基本方針を定めているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、下のページを見ていただいたらよろしいかと思っておりますが、現在5県で最終処分場の整備が必要と私も考えております。宮城県におきましては、浄水場から出てきます発生土、約1,000トンと、農業系のものが約5,000トン弱、合わせて6,000トン弱の8,000ベクレルを超えている廃棄物が、現在いるなところで保管されているということでございます。

また、ページをおめくりいただきまして、そういった廃棄物は、例えば放射性物質をどれくらい含んでいるかという濃度レベルで見っていきますと、宮城県、一番上でございますが、1万から3万ベクレルの間のものがほとんどです。ここには3,249トンしか書い

てございません。これは実際に指定されたもの、先ほど6,000トンぐらいあると申し上げましたけれども、そのうち指定廃棄物の指定をされているもののデータがあるものを示しますと3万ベクレル以下のものであるということでございます。

その次、資料3をおめくりいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、今回、今、宮城県で整備をしたいと考えておるものはどういうものであるか、どういうものを処理するためのものであるかというのをご説明申し上げたいと思います。

2ページ目の上の数字でございますが、浄水発生土1,000トン、農林業系のものを5,000トン弱、合わせて6,000トンのものをまず処分をします。もちろん他県から持ち込んでここで処理をするといったことは考えてございません。一部、下のページ、3ページでございますけれども、この施設では8,000ベクレル以下のものは処理をしないということでございますけれども、8,000ベクレル以下のものであっても焼却等を行った結果、8,000ベクレルを超えるものが出てきた場合は処理をするということでございます。

1枚おめくりいただきまして、枠の中に赤い文字が入っているこのページ、1枚めくっていただいたページでございます。ここにまとめてどういうものを造りたいかというのを書いてございます。

まず、農林業系のものについては、稲わらでありますとか堆肥でありますとか、腐ったりするものでございます。あるいは乾燥した場合に燃えるといった性格を持ってございます。したがって、まずそういうものを減容化する、焼却をするという仮設焼却炉、これ1日35トンということ処理できる炉、それほど大きな炉ではございませんが、こういうものを併せて造りたい。

それと、2番目のポツでございますけれども、埋立地として最大埋め立て容量13,250立米のものを造りたい。それで、これは、大きなものを造るというよりは、小さなものを複数個造るということでお考えいただきたいと思います。250立米のものを53個造ると。また、敷地内には管理施設あるいは搬入道路、構内道路、防災調整池、あるいは周辺には、林地開発でありますと残存の緑地等を確保するというところでございます。イメージとしては、下の絵にありますような形のものをイメージしております。

ページをおめくりいただきまして、必要面積でございますが、残存の緑地、これは周辺に緑地を置く、あるいは埋立地の中で土を後で盛っていくわけでございますが、その覆土の仮置き場を含めて35,000平米ぐらい、3.5ヘクタールぐらいの土地を探すと

ということになると思っております。

次に、資料4を使って、最終処分場の構造とか維持管理がどういったものになるのかといった点についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、おめくりいただきまして、2ページでございます。これも既にご理解賜っているかとは思いますが、今回、私どもが扱う放射性物質は、セシウムというものでございます。いろんなタイプの放射性物質がございますけれども、実際に今回の事故で放出されて現在難航している問題になっているものがこのセシウムでございます。セシウムには2種類のものがございます。真ん中のほうの欄にセシウム134と呼ばれるもの、これは自然界で半分に壊れる半減期というのは2年ほどのものでございます。もう一つは、同じセシウムでございますが、セシウム137と呼ばれるもの、これは自然界で壊れて半減をするというのは30年と、ちょっと長いものがございます。両方とも問題となる放射線はガンマ線と呼ばれるものでございます。

ちょっと右の下ので、表の中でありますけど、ガンマ線と呼ばれるもの、これ比較的放射線の中では透過性が強いものではありませんけれども、止めるには10センチ程度の鉛とかコンクリートで止まるという性質のものでもございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページでございます。今回、埋め立てるものにつきましては、左にありますけども、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものを処分するための施設でございます。一部、10万ベクレルを超えるものも出てくるかと思えますけれども、現在、宮城県で保管されているものは全て3万ベクレル以下だということでございます。これに比較しまして、今度は右のほうを見ていただきますと、要するに低レベル廃棄物であるとか、そういった原子炉から出るグループ、放射性物質を含む、例えば使用済み核燃料であるとか、そういった議論が新聞ではよく出てくると思えますけれども、これはいろんなものが入っておりますけども、例えば全部それがセシウムであったとしたらどれぐらいの量だということを言いますと、例えば1,000億ベクレルとか10兆ベクレルといったものでございます。それに比べて、今回私どもが扱うものについては8,000ベクレルとか10万ベクレルとか、そういったレベルのものでございます。

下の4ページをちょっと見ていただきたいと思えます。安全性を確保するという意味で、どういったような考え方でいくのかという全体像を示したものでございます。

真ん中に指定廃棄物がございます。大きく4点の対策があるかと思っております。1つは、まず、左側を見ていただくと長期遮断という緑の丸があります。これは、放射性物

質を閉じ込めておく、外に流れ出さないようにする、あるいは外からの水とか、雨水とか地下水とかに触れないようにするといったものでございます。具体的にはしっかりした頑丈なコンクリートで耐水性もある箱をきちんと造って触れないようにする、閉じ込めるということでございます。

右側、ピンクのところ、長期の遮蔽というのがございます。これは、中から出てくる放射線を外に出さないということでございます。これも同じように、コンクリートの壁あるいは土をいろんな形で挟むことによって、外には放射線が出てこないようにするというところでございます。

それと、下でございますが、災害リスク等の少ない安定した場所等を選ぶと。リスクから離れるということでございます。

そして、上でございます。長期にわたるモニタリングと書いてございます。長期間にわたりますして、先ほど言った安全性の確保をするという効果がしっかり保てているかどうかを確認する。もしも異常があればすぐに対応するといった体制を組むということでありませう。

次のページを開いていただきたいと思ひます。5 ページでございますけれども、例えばこれは埋立地の中のイメージでございます。まず、この地盤の中のカッコの部分の中に容器というものがあります。これ青で書かれておりますけれども、これは、ここで言う ということなんですが、容器の中に入れてから埋めませう。容器の中で密閉をして埋めませう。入れるときには、ただ裸でどんどんどんどん重ねるのではなくて、1 個埋めれば周りに土を入れて、それからまた 1 個埋めればという形で、土壌の中にサンドイッチのような形に入れます。先ほど言ひましたように、この土壌が放射線を閉じ込める効果がありますし、万が一、例えば灰が出てきた場合には、その灰の中にあるセシウムというのは土ともの凄く吸着性のある性質を持っておりますので、そこでキャッチできるということでございます。

さらに、この緑のところでございますが、コンクリートの二重の壁で覆いませう。また、この2つの二重の壁の間でございますが、この間は、この紫になっておりますけれども、ベントナイトという土を入れるわけですが、当初はここが人が通れるぐらいの大きさのところでございますから、ここに人が入って具体的にコンクリートをチェックする、劣化の状態をチェックするという形になります。また、コンクリートにつきましては、内側、両側に樹脂製の保護膜をつくって強化をするといったことも考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページをご覧になっていただきたいと思ひます。実際

には、ここにございますように、二重のコンクリート構造でございますし、また、埋立期間中は屋根をつけて雨水が入らないようにすることを考えてございます。

8 ページ目でございます。これは、大変難しい図がちょっと載っておりますけれども、地震に対する耐久性をしっかりと検討させていきたいと思ひます。枠の中に地震応答解析というものがございますけれども、実際に地震の波動をモデル計算に与えて壊れないことを確認する、倒壊することがないようなことを確認して進めるということでございます。

ページをおめくりいただいて9 ページでございます。コンクリートでございますけれども、コンクリートは今、厚さ35センチメートルの鉄筋コンクリートを使うことを考えてございます。長期の耐久性もあるコンクリートを用いてそういうものを造っていきたくて考えてございます。

10 ページ、下でございます。コンクリートの壁の内外には、腐食を防止するというこゝとで、樹脂製のものでライニング等を行います。

ページをおめくりいただきまして、11 ページでございますが、先ほど申しましたように、埋め立てるときには容器の中に入れて土の中に挟む形で埋め立てをしていくというこゝとでございます。これによって、放射線を外に出さないようにする、あるいはもしも容器に何かあった場合でもそこで止まる形にするというこゝとでございます。それで、この一つの埋め立ての区画が埋め立てが終了した場合には、下の図にありますように、コンクリートで覆い、さらには土で覆うという形で対応していきたくて思ひております。

13 ページ、またおめくりをいただいて、一定の期間以降は、ここにあります二重のコンクリートの中の間のところにも土を入れていくというこゝとでございます。

それで、14 ページにちょっと移りたいと思ひますが、放射線の遮蔽に関しては、先ほどのような構造で遮蔽をいたしますけれども、これの安全性についても十分な計算をしてございます。

15 ページと16 ページを開いていただきたいと思ひます。分りにくくて恐縮なんです、まず、上の図と下の図の違いでございますが、上の図は埋立期間中の放射線量の計算、下は埋め立て終了後の計算でございます。いずれにしましても、これは有識者の先生方の評価を受けて極めて安全性を見込んだ計算をしてほしいと私ども言われたものでございすけれども、十分な厚さの覆土等を行うことによつて、例えば上でいきますと、年間1ミリシーベルトについては10メートル以上で確保できるというこゝとでございますし、また、埋め立て終了後につきましては、安全レベルの1万分の1程度の小さな値になるというこゝ

とでございます。

ちなみに申し上げますと、例えば35センチメートルのコンクリートで放射線のレベルが200分の1ぐらいになります。さらにそこに1メートルの覆土をしますと、放射線レベルは合わせて400万分の1ぐらいに低減されます。それぐらいのレベルの防御措置をとるということでございます。

17ページをお開きいただきまして、ここに人の図があります。モニタリングの間中は、この人が通れるようなところで、目視でこのコンクリートの構造物の劣化をチェックしながらやります。また、18ページにありますように、周辺環境についてもモニタリングを行いますし、そのデータについては公表させていただきます。

20ページを開いていただきたいと思います。先ほどは埋立地の安全性について説明申し上げました。もう1点、焼却について、これは1日35トン有能力を持つ仮設焼却炉を造りたいと申し上げましたけれども、排ガスに対してのご懸念がございます。この排ガス対策といたしましては、バグフィルターというものを用品して排ガス処理をさせていただきたいと考えてございます。

バグフィルターの構造は、下にございますけれども、膜のようなものを通すことによって、そこでちりという形で細かなばいじん、ちりという形のものに吸着されたセシウムを取ります。ほぼ100パーセント除去できるということになってございます。これにつきましては、宮城県下の各焼却場でありますとか、あるいは福島県では10万ベクレルを超えるごみを燃やした炉の実験データもございます。そこにおいてもほぼ100パーセント取れているというものでございます。私ども、これによって安全が確保できると考えてございます。

詳しい資料につきましては、細かなデータもここにございます。それにつきましては、本日はご紹介をすることは避けさせていただきますけれども、この資料につきましては3月16日の専門家の方々の会議でご了承いただいた資料でございます。

ありがとうございました。

村井知事：これだけの資料をぱっと渡されて、分かりましたかと言われても、答えようがないと思います。お持ち帰りいただいて、聞きたいこと、意見等がある場合には、県の環境生活部の廃棄物対策課のほうにファクスでも電話でもメールでも結構でございますので、いつでも結構でございますから、送っていただきたいと思います。私どものほうを通して、

環境省のほうに照会してまいりたいと思います。

ただ、この場でどうしても聞いておきたい、言っておきたいということがありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ。マイクをお持ちしますので。町の名前も併せて言っていただけると助かります。

丸森町長：丸森町長の保科です。資料2の焼却灰、宮城県はゼロになっているのですが、この調査というのはどういうふうな形でゼロになっているのでしょうか。

実は、私ども2月から、焼却灰、風呂、あるいはストーブ、そうしたものが700個以上あるものですから、2月から測定をしています。一番高いので12万ベクレルほどあります。それは8,000ベクレルについては広域のほうに出しておりますけれども、その残ったのは各自保管をしていただきたいというふうなことで、今、各戸で保管をしているような状況です。それで、回収率は3割から4割にしかかっておりません。半分以上が8,000ベクレル以上なものですから、各戸で保管をしているというふうな状況でございます。これで宮城県がゼロというふうなことについての調査というものについては、ちょっと疑問があるものですから、どのような方法で調査をしたのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

村井知事：それでは、お願いします。

梶原部長：大変ありがとうございました。私どもの説明が端折っていて、恐縮でございます。まず資料2の4ページ目、4ページをお開きいただきたいと思います。上のページでございます。

ここで焼却灰といわれるものは、いわゆる一般廃棄物のごみ置き場とか、そういったものから出てくるものでございますが、丸森町で出ておりますものにつきましては、実はその他の部分に入ります。それで実際に8,000ベクレルを超えたという形で、環境大臣の指定があるものについてはまだ少のうございますが、下で見させていただきますと、その他の部分に16.3トンというのがございます。この中に、そこの部分については含まれているとご理解をさせていただいております。

大変、私の説明が舌足らずで、恐縮でございました。

村井知事：よろしいですか。

丸森町長：そうすると、各市町村のその他の焼却灰については、全部調査をした中での数字だというふうなことで理解してよろしいですか。はい、わかりました。

村井知事：ほかに、どうしてもこの場で聞きたいということがありましたら、よろしくお願ひします。

登米市長：恐れ入ります。宮城県の登米市です。うちのほう、この中で、約6,000トン余りの廃棄物の中で、うちのほうは汚染稲わらが2,235トンございます。この一時保管についても、住民の皆さんのご協力をいただいて、今2年間ということでは保管しておりますが、この期限が今年の秋に期限が切れてしまうというような状況となっております。そういった意味では、これらの取組については一刻も早くぜひ進めていただきたいということと、それから、もし万が一、この期間を若干少し時間が過ぎるような状況等が見込まれる場合には、我々のほうもしっかりとご説明をさせていただきますが、ぜひ、国・県のほうからも、しっかりと、そういった部分の対応につきましては、ご協力を、ぜひお願ひを申し上げたいというふうに思います。

それから、やはり2,000トン以上の汚染稲わらを焼却して濃縮するとすると、10万ベクレルというオーダーではなくて、恐らく20倍とか、それぐらいには恐らく濃縮されるのではないのかなというふうなことも含めて、いろいろとご賢察をぜひお願ひを申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

梶原部長：ありがとうございました。今回の最終処分場、あるいは稲わら等の仮設焼却炉の整備につきましては、私どもできるだけ早く整備したいと考えてございます。ただ、一方で拙速もいけない。市町村長の方々あるいは地元の方々のご理解を賜りながら、その協力のもとでないと、ご理解を賜りながらやっていかないとできないということも明らかでございますので、そういうご理解を求めながら、しっかりと、できるだけ早く整備をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、仮設焼却炉で燃やしたときに、例えば、今、農業系の廃棄物につきましては、

量的には10分の1ぐらいにはなると思っております。逆に言うと、単純に考えて、セシウム濃度は10倍になるということでございます。したがって、現在、実は10万ベクレルを超えるものはないのでございますけれども、今回の造らせていただきたいと私も考えている処分場は、10万ベクレル以上の廃棄物を埋め立てる際に要求される水準のものを造らせていただきたいと考えてございます。今、市長がご指摘いただいた濃度が高くなる可能性もあるとおっしゃること、それを踏まえて整備させていただければと思っております。ありがとうございました。

村井知事：よろしいですか。ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、先ほども言ったように、何かわからないこと、ご意見がありましたならば、県の担当のほうにご連絡いただきたいと思います。

村井知事：それでは次に資料5と資料6、最終処分場等設置候補地の選定基準と県からの要望に対する考え方についてまとめて説明をしていただきたいと思います。

梶原部長：それでは資料5を見ていただきたいと思います。資料5でございますけど、まず、1枚おめくりいただきまして、指定廃棄物処分等有識者会議について、というページがございます。先ほど申し上げましたように、今回の検証と新たな方針の下で指定廃棄物処分等有識者会議で3月16日に第1回の会議の開催をしております。検討内容として5点あげられておりますけども、安全性の確保に関する考え方、候補地の選定手順、評価項目・評価基準について、候補地の詳細調査の方法、選定に係る調査等の結果に関する評価、その他ということを審議の内容にする機関でございます、次のページにあります各界の第一線の有識者の方々、8名で構成されている会議でございます。

おめくりいただきまして、第1回の有識者会議、3月16日でございます。この会合では、先ほど資料4でご説明申し上げました最終処分場の構造・維持管理による安全性の確保の検討をいただき、これについてはご了承いただいた訳でございますけど、もう一点、

でございますが、候補地の選定に際しての安全性あるいは安心の確保に関する評価項目、あるいは評価基準についてご議論していただいております。この項目につきましては次回以降も議論するということと、もう一点、本日、この会議でございますが、市町村長会議においてご議論していただいたことを有識者会議にも報告して、議論としては両会議でキ

マッチボールをしながら、進めていくということでございます。

下のページでございます。基本的な考え方として、安全性の確保に関することとして安全性の確保と安心の確保の2つに分かれるのではないかと、といったことで、大きく2つに分かれて、整理して進めていったらどうだということでご議論していただいております。

ページをおめくりいただきまして、特に立地場所、候補地の選定にあたる選定手順、あるいは選定にあたっての評価項目、評価基準については安全等に関する事項と安心等の地域の理解を得るために重要な事項ということで、2つに分けて考えておるところです。例えば、につきましても安全等に関するものにつきましても安全面から見て、ここはやめた方がいいといった地域、あるいはここは特に保全が必要だと判断される、したがって、そういうところは対象から除外すべきではないかといった項目、基準があるのではないかと。

としては、施設の構造上あるいは維持管理上の安全性の対応、あるいはでの立地の安全の対応で一定の安全は確保できると思われるけれども、より安心感が得られる場所、あるいは理解を得られるという観点からの場所の選択のための評価項目とか評価基準があるのではないかと。この2点に分けて考えていく、特に2点目につきましても各自治体でいろんなご意見がございますでしょうから、そのご意見を聞きながら選定手順、選定項目、選定基準に関するものについてに分類しながら具体的な内容については議論していくということではないだろうか。

8ページ以降につきましても従来、見直し前に我々がやっていた選定の考え方でございます。これは第1回のこの会議で県からご説明賜ったと聞いております。

資料6でございます。1ページおめくりいただきまして、第1回の市町村長会議を踏まえて、10月30日に宮城県知事から環境大臣にいただいたご意見でございます。6点ほどございます。それについてそれぞれご説明申し上げたいと思います。

第一点目。3ページでございますが、選定の考え方やプロセスの丁寧な説明を重ね、段階的な合意形成を図りながら選定を行うこと。これにつきましては、この会議を通じて丁寧に説明させていただければと思っております。また、選定作業の進捗状況につきましてもこの場を通じて共有させていただきながら、選定作業を進めてまいりたいと考えてございます。なお、複数案を提示するかどうかにつきましてはその後の絞り込みのプロセスがどういう形で進むのかにもよると考えてございます。この点につきましても皆様方のご意見を賜りたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、第2番目のご意見でございます。国有林だけではなく

公有地も含めて幅広く検討を行うこと。これにつきましては、宮城県からご提示いただいております県有林、あるいは県有地についても候補地の選定対象に含めた上で選定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

ご意見の3番目でございます。観光や農業に係わる影響や、火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮した上で設定を行うこと。これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、この会議によるご意見も賜りながら有識者会議において検討していきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、観光に関する影響でございます。観光についてはなかなか難しい面もございますが、市町村長会議のご意見も踏まえて対応させていただければと思っております。

農業に関することでございます。農業に関することにつきましても、適切な構造の施設の設置、あるいは構造物の健全性の確認、あるいはモニタリングといったもので水源の汚染は防止されるものと考えております。その上で、農業への影響に係わる評価を安心等の地域の理解を得るために重要な事項等に分類し、評価することを考えてございます。従来は候補地と農用地区域、あるいは河川までの距離として評価をさせていただいたところでございますけれど、これにつきましても本会議の議論を踏まえて対応させていただきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、火山活動等の自然状況に関することでございます。これは安全等に係る事項に分類されると思っております。具体的には気象庁の火山噴火予知連絡会というものがございます。この火山噴火予知連絡会が火山防災のために監視・観測態勢の充実等の必要がある火山として選定されている火山があります。具体的に宮城県の場合でいきますと、栗駒と蔵王がこれに該当するわけでございます。この周辺の地域について、市町村長会議の議論を踏まえて対応させていただきたいと思っております。また、このほかにも従来の評価項目に入っていない項目、例えば深層崩壊といったものがありますが、これにつきましてもこの会議の議論を踏まえて対応させていただければと思っております。

ご意見の4番目でございます。指定廃棄物については排出された都道府県内において処分を行うことが前提となることを確認しようということでございます。本県について前回の会議でご確認いただきありがとうございます。県内で指定廃棄物の処分場を一カ所設置すべく、取り組んで参りたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、ご意見の5番目でございます。候補地自治体の発展のための地域振興策も併せて行うことと。本件につきましてはご要望については真摯に受け止めさせていただきたいと思えます。環境省といたしましては、まずは埋め立てる廃棄物の性状、あるいは施設の安全性等について説明させていただき、地域の皆様と連携させていただきながら、こうした点についてまずご理解をいただきたいと考えてございます。

ご意見の6でございます。国が主体となって市町村長に対して説明する機会を早急に設けること。大変遅れまして申し訳ございませんが、今日を皮切りに、私ども、説明をさせていただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

村井知事：ありがとうございました。ただいまご意見をいただきましたが、まとめますと、選定基準は有識者会議で作ってまいりますが、その際にはこの市町村長会議の意見を踏まえて、それをまた有識者会議に持ち帰り、その結論をまたこちらに持ち込んで、皆さんが納得した形で積み上げていきたいということでございます。また、意見の1から6のうち、意見の2、それから意見の4、5、6はだいたい答えが出てきましたが、それ以外については皆さんのご意見を聞きながら決めていきたいということでございまして、市町村長会議の皆さんのご意見、総意を持って少しずつ前に進めていきたいというのが環境省の考え方であるということでございます。その上で、詰めていながら最終的に候補地の名前が出ると、相当混乱もいたしますので、その名前の出し方については複数の候補地を考えてますと出すのがいいのか、最終的に皆さんからいただいた意見のとおり、有識者会議で詰めていって、皆さんが納得した基準で詰めていった結果、この町、この村、この市のこの辺になりますよと一発で出す方法。それについても皆さんのご意見を聞きながら詰めていきたいというご意見でございました。全体の考え方について、まず皆さんのご意見を伺いたいというふうに思います。そういう環境省の考え方についての意見です。

岩沼市長：阿武隈川最下流の岩沼市であります。井上副大臣が、震災直後、救援物資を自ら運んでいただいたということで、大変ありがたく思っています。

いろいろと国のほうでは説明をいただきましたけれども、我々のほうは実は浄水発生土というのが1,000トン余りあるわけですが、そのうちの半分近くが岩沼市であります。意外とこのことが忘れられているのではないかと、一つ思います。阿武隈川で高濃度の水が流れてきて、結局造水をするに当たって、その土壌が8,000ベクレルを超えている

ということで、我々としても保管場所に大変困っていますし、実のところ8,000ベクレル以下のものについても、保管しなければならない状況にありまして、もう保管場所に事欠く状況でありまして、一日も早く方向づけをしてもらいたいと。

村井知事は非常に立派ですから、これは国にお任せだけではなくて、我々もぜひ一緒になってやりましょうということでありまして。確かに我々としても自分たち、住民に直に関わりのあることですから、これは一生懸命やらなければなりません、やっぱり国には相当責任を持ってもらわなきゃならない。まして、前の政権時代にやったことでうまくいっていないことがある。それに対して副大臣たちは、決められない政治をやめるという話をしたわけだから、一日も早く決められない政治をやめてもらって、方向づけをしてもらいたい。

今回の処分場自体についての安全性とか何かというのは一応かなりの資料を出していただいて、ある程度は理解できるわけですが、住民としては大体において学者とか専門家が言うのは右だったり左だったり、なかなか分からない中で、果たしてどうなのかなと思う気持ちもあります。でも、この部分については十分出していただいて、地域の皆さん方にしっかり説明をしてもらわなければなりません、やっぱりこれは前回の市町村長会議でも出ましたとおり、地域に対する振興策とか、そういうものを示してもらわないと、これについてはなかなか真摯に受け止めさせていただくという環境省の考え方、で示されていますが、なかなか慎重なんですけど、こういうことではなくて、どこだということと同時にこの地域の人たちはこうだということを示してもらわないと、実際のところ難しいのかなと思っていますので、この辺りは十分やってもらいたいと思います。

我々首長も実は震災対策ということで、それぞれ、状況は違いますけれども、命がけで頑張っているわけでありまして、知事も頑張ってくれていると。国のほうは霞ヶ関にいて、あるいは安全な方面にいてよく分からないかもしれませんが、そういうことではなくて、名前のおり信頼できる政治を取り戻すためにも、副大臣がもう陣頭指揮で、これはもう早く決めてもらって、そして進められるように。よそのほうは国有林だから簡単に国の責任でやればいんでしょうみたいな、安易なことがあって、前のところは示したのではないかなというふうに思います。国有林であろうが何であろうが、その地域には住民もいます、自治体もあるわけですから、こういうことについても十分考えてやっていかなければならない。

もちろん知事が言いましたように、国のほうに、環境省だけにお任せするのではなくて、

我々もできるだけの協力をして主体的に取り組んでいかなければならないということは確かなんですが、あまりにもいろんな条件等について、国のほうではまだ明確に打ち出していないということですので、一日も早く方向づけをしていただいて、それを命がけで国のほうもやってもらいたいというふうに思います。

村井知事：はい。まず、ご意見を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

一つずつ、ちょっと全体については、特に今の異議、主張に対して、まず回答、今は要りませんね。まず意見を聞いたということによろしいですね。

では、一つ一つ、詰めていきたいと思います。まず、前提として、有識者会議でこのようなことを検討し、詰めていくと。その際には我々の意見を踏まえながら、キャッチボールをしながら、という説明でございました。ただ、これは科学的に、客観的に決めなければいけませんので、この中で候補地をどこにするということを我々が決めるというのはかなり難しいのかなというふうに思います。そのキャッチボールをしながらではありますが、有識者会議のほうで詰めていって、客観的に詰めていくということについては、皆様ご理解をいただけるということによろしいでしょうか。よろしいですね。では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっと意見1については横に置いておきまして、まず4にありました排出された都道府県内において処分を行う、1カ所設置すべく今後も取り組んでまいりたいと。これにつきましてはもう前回了承しておりますので、これを了とするということにさせていただきます。

それから、意見の の最終処分場の構造安全性等や国の考え方について、国が主体となって市町村長に対して説明する機会を早急に設けること、と。今日説明をしていただきましたが、なお足りないときには改めて国に説明を求めていくという形で、これも了承ということによろしいですか。よろしいですね。では、これもオーケーということにさせていただきます。

それでは、そのほか、それ以外のものについて、一つずつ詰めていきたいと思います。

意見1についてはちょっと後回しにいたしまして、まず意見2です。国有林だけでなく公有地も含めて検討する。県有地についても候補地の選定対象として含めた上で選定作業を行っていくということですが、これは前回了承いただいておりますけれども、皆さんよろしいでしょうか、これについて。よろしいですね。では、これについても確認さ

せていただきたいと思います。オーケーということで。

次、意見3、観光・農業に関する影響、自然条件、地域の事情を十分考慮した上で設定をするということで、皆様のご意見を聞いた上でということでした。次回の有識者会議に我々の意見を反映させる意味で、この際これを言っておきたいということがありましたならば、ぜひ挙手をして、いろいろ意見を言っていただきたいと思いますというふうに。今日はこの点については取りまとめということではなく、皆さんの意見を有識者会議につけていくという意味で、皆さんからご意見を聞きたいというふうに思います。観光、そして農業ですね。これについて皆さん、ぜひご意見を言っていただきたいと思います。

丸森町長：丸森町です。先ほどから説明を聞いていて、理解はできますが、最初の4番のこの施設等についても、多分に各首長さんは理解をしているというふうに思っておりますけれども、今私どもは丸森町においても仮置き場を設置している。その中で出てくるのは、私どものところに仮置き場を造ったときに、あそこに仮置き場があるからということでの風評被害が大変だというふうなことが出てきます。そういった意味では、多分にこの観光問題についてもあそこに指定廃棄物があるというふうな風評が出るんだというふうに思っております。これは特効薬はないかもしれませんが、この有識者会議の中で、風評被害を止めるようなことを少し検討していただきたいと思います。でないと、いつまでも、あそこに施設があるから、あそこには行かないほうがいいよと。極端な話、私は宮城県が一番南端ですから、「えっ、丸森の方ですか。放射能がうつりますから」と言われた町民もおります。本来であれば、こんなことはないはずですし、今の状況の中で、私ども安全に、安心して生活しているつもりです。しかしながら、外部から見ると、風評というふうな形の中で、一番高いのでしょというふうなことを言われるものですから、ぜひ、この風評被害について払拭できるようなこともですね。

これは丁寧に説明をするというふうなことで十分というふうな考え方でなくて、もう一歩進んでいただければ、町民も安心するのかなというふうに感じますので、この先ほどの有識者会議の中では、安全等に関する事項、あるいは安心等の地域の理解を得るためというふうなことはございますけれども、風評というふうなことを一歩進んだ中で考えていただければ、より安心できるのではないかとというふうに考えますので、お願いしたいというふうに思います。

村井知事：はい、わかりました。まず、皆さんの意見を聞いてからお答えいただきたいと思います。風評について、ぜひ、その辺を考慮に入れていただきたいということですね。

ほかに。ご意見の3の部分ですね。観光、農業（農業用水等）に係る影響や、火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮した上で、ということでございますので、観光、農業にかかわらず地域の実情、こういったような項目も有識者会議でよく検討の項目に入れるべきだということがあれば、この際。

はい、白石市お願いします。

白石市長：白石の風間でございます。この部分で自然条件、地域の実情、特に有識者の方々というのは、宮城県全県をどれだけ知っているかというのも、詳しく皆さんにお知らせいただかないと、あとは各市町が持っている条例や何かというのがあると思うんです。それもちゃんとお伝えして、諮っていただかないと、後々、今度はまた何かの条例にひっかかったとか何かになりますと、違うことになりますので、情報は全てちゃんと出して、それを私らのほうにもお知らせいただきたいというふうに、要望ですけれどもお願いをしたいと思っています。それで、初めて、その次の意見に進んでいけるのかなと思いますので、情報の開示だけは有識者の方々にお願いしたいと、私からはそういうお願いです。

村井知事：情報の開示と、あと市町村が持っております独自の条例等、そういったようなものをよく考慮していくと。

気仙沼、お願いします。

気仙沼市長：心配を挙げれば切りがないというところでございますけれども、今、観光と農業ということで、2点、この では挙げられておりますけれども、例えば食品産業の集積地であるとか、そういう場合においては同じような不安というものが出てくるんだと思います。その点についてもご考慮願えればいいなというふうに思いますし、もう一つは、先ほど風評被害のこともありましたけれども、例えば農林水産物につきましては、東電の対象として、宮城県でも風評被害の部分まで入ってきております。そういうことが国として考えられるのかどうか、そこについても示していただければありがたいと思います。

村井知事：はい、了解しました。

ほかに。よろしいですか。今日、この場で急な話ですので、なかなか出てこないと思いますし、この場で地域の事情は、うちの町の、うちの村の、うちの市の地域の事情はこうだというのはなかなか言いづらいかと思imasuので、これにつきましては、どうでしょうか皆さん、こういう事情で難しいだとかこういう事情があるんだとか、そういうようなことについては、うちの廃棄物対策課のほうから皆さんに照会いたしますので、それを期限を切って、それぞれの地域の実情というのをペーパーで出してもらって、これはオープンにいたしませんので、地域の実情というのをそれぞれ出していただくということで、いかがでしょうかね。なかなかここだと言いつらいですよ、うちの地域の事情というのは。だから、この辺は私どものほうで皆様に照会いたしますので、ここには「観光、農業、火山活動等の自然条件、地域の実情」と書いてございますが、こういうのも含めて、うちの実情、事情というものについては、ペーパーにまとめて出していただくということでいかがでしょうか。よろしいですね。それで地域の実情はそれぞれ掌握したいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

加美町長：1点、若干不安な点がございます。それは先ほど風間市長のほうからもあったことと関連するのですが、この8人の有識者会議メンバーに、被災3県の方がどなたも入っていないんじゃない。果たしてこの方々がどの程度状況を把握しているのか、不安に感じます。机上でもっての選定ではなく、やはりこういった方々が市町村に出向いていらっしゃって、あるいはその方々に情報をお伝えする方々がやっぱり出向いていただいて、それぞれ、さまざまな状況の違いがございます。

例えば加美町、いろいろありますけれども、私は加美町の猪股でございますが、加美町において、加美町といたしますか、大崎において、実は問題があるんです。それは産廃業者が立地をしないと、施設を造りたいというふうなことがあります。今、反対運動を住民が起こしているわけですが、農協なども一緒になってやっているわけですが、

例えば、そういった、これは大崎に設置を希望していると。その水は実は加美町のほうに流れてくるということで加美町も反対しているわけですが、そういった状況がある中で、例えば最終処分場が来るとなった場合、その地域の方々、我々にとって産廃業者が産廃施設を設置する反対理由というのが、これはなかなかつかなくなってしまう。何だ、最終処分場は受け入れて、産廃施設を受けないのかというふうなことなどもあります。

ですから、実は加美町に限らず、ここにさまざまな事情と申しますか状況がございますから、やはりこれはきめ細かく、それぞれの市町村の状況を踏まえて、そういったことをこのメンバーの方々がきちっと把握した上で進めていただかないと、これは大変難しい問題になるだろうというふうに思いますので、そのところを要望したいと思います。

それから、先ほどの振興策につき、やはり真摯に受け止めるということでは、これは納得する、いわゆる協力しようという市町村が出てこないと申しますか、もっと具体的に国のほうで支援していただかなければ、どの首長としても協力しますということにはならないだろうと思います。その2点、要望させていただきます。

村井知事：それぞれ地域の実情を今言ったようなことが個別にあるかと思ひまして、これ、全部、国のほうで自主的に調査して調べるというのは難しいと思ひますから、そういったことは、先ほど言った紙の中に、書き損じたと思えばどんどん書き加えて、県のほうに提出していただくということをお願いしたいと思います。

有識者会議のメンバーの構成について、部長からどうでしょうか。そういう意見もありましたが。

梶原部長：ありがとうございます。有識者の構成メンバーの件につきましては、先ほど資料5でご説明しましたように、放射線の測定の専門家、あるいは有害物質の制御の専門家、あるいは地盤、コンクリート、リスク評価、被ばく量線量の評価といった専門家の方々の集団で、客観的な事実についてご議論していくということを考えてございます。

地域の実情につきましては、宮城県だけではなくて、ほかの県でも作ろうと考えてございます。この市町村長さんの方々の会議を通じまして、私どもできるだけ情報を客観的に整理して、ご提出させていただくという形で進めさせていただければ、大変ありがたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

村井知事：どうですか。よろしいですか。

加美町長：はい。その点については了解しましたが、国のほうでもいわゆる安全性の確保と安心の確保というふうなことをおっしゃっていますので、このメンバーの方々はいわゆる安全性の確保のための専門家の方々だと思ひますが、先ほど申し上げたように安心とい

うのはまた別でございますから、やはりそれぞれの地域の実情をきちっと把握した上で、この先生方も、科学的な、技術的な安全ということだけで進めていただくのではなく、安心という部分もきちっとご理解を、配慮した上で進めていただきたいということをご要望させていただきますと思います。お願いします。

村井知事：はい。では、要望ということで受け止めさせていただきますと思います。

それでは、それについては、皆さんからペーパーをいただくということにいたします。

それから、次に意見5の地域振興策でございますが、これはやはり、今後、話が煮詰まっていく中で国のほうでお考えいただかないと、我々のほうから、ああしてくれ、こうしてくれということとはなかなか難しいので、まず、やはり地元の皆さんは、住民の方は受け入れ反対ということになりますので、その点の事情もよく考えながら、国のほうで今後よくお考えいただきたいというふうに思います。これはちょっと、今日話すのは難しいと思いますので。

何かありましたら、どうぞ。

大崎市長：大崎市長でございます。前回の第1回目の知事の呼びかけのときに、私が発言したことでありますので、正しく副大臣や政務官にご理解いただく意味で、発言させていただきますが。

まずもって、我々はこの問題をクリアしないと復興が進まないということでもありますから、好むと好まざると、この問題は真正面から向き合っていかなければならないという認識は持っています。持っていますが、前回いろいろと取りまとめを知事のもとでさせていただいて、要望を申し上げて、真摯にご検討いただいて、今日副大臣や政務官や環境省幹部も来ていただいて、こういう懇談会を開いていただいた。有識者懇談会も開いていただいたのも、一歩前進だと思います。

しかし、この問題をクリアするときに、先ほど来、出ていますように、霞ヶ関からこの問題を見たり、一政権の視点でこれを見るということになりますと、これはこれまでの例のように頓挫してしまう危険性が非常に大きいと思っております。この問題に対する地域の視点、振興の視点というのを最初から持つておかないと、要望を出されたことにつけ足しで対応するという姿勢では、この問題は行き詰まってしまうだろうと。

現地、詳細をいろいろとレポートを出しますが、現地では微量の、微量の汚染物質であ

る稲わらであったり、牧草であったり、あるいはその処理する場所、仮置き場も、畜産地域、農業地域であっても反対運動をしているんですよ。ですから、自分たちの地域に比較的共通する課題であっても、現実的に自分の地域が指定されたときには、頭で理解しても、それがオーケーということにはなかなかいかないという、地域の方々の実情があります。

これは皆さんは、安全性であったり、コンクリートも100年もつかといわれるかもしれないかもしれませんが、しかし皆さん方は、今申し上げましたように、霞が関にいたり、政権の立場で見る。地域に住んでいる方々は未来永劫ここに住み続ける、ということからすると、この地域にこういう指定廃棄物が置かれるということは避けて通れないと。地域、未来永劫にわたって、この地域の課題ということになるわけです。そのことからすると、これらの安全性や安心性ということと同時に、地域の視点というものを、やはり有識者会議もそうですし、ぜひ、環境省ならず、政権内閣のもとで議論いただきたい。

先ほどの回答の中で、その視点が欠けていると歴然としておりますのは、この地域振興については環境省としては踏み込めないというような表現の仕方がありますね。安全性や安心については、有識者会議を含めて科学的に、専門的にやっていく。しかし、地域の方々は、安全だと思っていた原子力発電や放射能問題について、安全ということの信頼が根底から覆り、信頼を失ってしまっているわけです。そのことからすると、地域の方々にこれの基準で安全ですと、安心ですといっても、不信感はなかなか拭い切れない状況です。

しかし、これは冒頭申し上げましたように、避けて通れないということからすると、知事の発言でも貧乏くじという発言がありましたが、二度とそういう発言はしないでいただきたいのですが、どこかの犠牲の上に立って東日本や宮城県が復興するということになったら、その地域は絶対反対運動になりますね。そうではなくて、これは復興のために避けて通れないと。しかし、これを、貧乏くじは嫌なものを受け取るのではなくて、地域をこの機会に、この施設と一緒に地域を振興していくという、視点を地域で検討できるような、そういう方向性を出さないと、この問題は行き詰まってしまうのではないかと考えています。

今朝、新聞に出ました。2040年の地域の実態ですが、環境省が想定している国有林だとか国有地の多いところは、比較的過疎地域と言われているところですが、2040年に宮城県も人口が84パーセントまで落ちる。国有地が比較的多い地域は、中には50パーセントくらい人口が落ちると。さらには生産年齢が70パーセントにダウンして、40パーセント台まで落ち込んでしまう。こういう国有地や国有林の多い地域と言われている

ところは、極度の過疎地域ということであったり、高齢化が進んでいると。何とかしなければいけないという思いがあるわけですから、だとすると、お荷物を受け取るというだけではなくて、振興策、私は前回申し上げましたが、このこととセットとするならば、環境省だけで考えるのではなくて、政府全体で考えて、例えば電源三法のような形、この特措法のほかに、新たな振興特措法、沖縄振興法のような形のをセットで用意します、内容は地域と考えますということでありていかないと、これは現実的に壁にぶつかってしまう危険性があるだろうと。

今回真摯に検討をいただきましたが、振興策については環境省としては踏み込めませんと、こう突き放したような状況ですと、これは早晩行き詰まってしまう危険性があります。ぜひ、有識者会議の中でもそういうご議論をいただいて、振興策や地域の視点というものをぜひご議論いただきたいと思っています。

村井知事：これについて、環境省のほうから一言。これは副大臣のほうからお願いします。

井上副大臣：大変有意義なご意見をありがとうございました。そういう意味では、私どももおっしゃるとおりだと思っております、やはりこの指定廃棄物の処理の問題、これをクリアしないことには、なかなか震災復興も進まないと思いますし、それからその地域全体の振興という、そういう地域全体の枠組みで考えていかなければいけない。それは本当におっしゃるとおりだと思っております。ですから、そういう意味で、やはり地域を代表する首長の皆様方から、いろんなご意見も賜りたいと思っておりますし、そういったご意見を踏まえた上で、私どものほうとしても考えたいと思っております。

少し丁寧な手順を踏みながらと思っているものですから、今日具体的な地域振興について、我々のほうから案を提示はしておりませんが、そういう意味ではきちんと受け止めさせていただいて、あとは、確かに役所の縦割りの話で申し訳ないんですが、環境省の所管でできる地域振興策というのは非常に限られております。ですから、そういう意味では、これはやっぱり他省庁とも連携して、政府全体として取り組んでいかなければいけない。こういった認識も持っておりますので、いろいろ伺ったご意見、それから我々の検討状況、他省庁ともいろいろ話をしながら、また今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

村井知事：どうか、よろしくお願いをしたいと思います。非常に重要な視点だと思います。

そのほか、この件について、地域振興策について、よろしいでしょうか。

それでは、最後に残された選定の考え方、プロセスの説明、段階的な合意形成でございます。環境省の考え方としては、考え方、プロセスは、この会議で丁寧に説明をさせていただきますと。選定作業の進捗状況を共有して進めていくと。しかし、提示後の絞込みプロセスで複数案を提示するか、あるいはもう結論をまず、いろいろ、プロセスは透明化しますけれども、候補地はここに決まりましたということを一カ所ぼんと出すのか、この点については市町村長会議で議論していただきたいというのが環境省のご要望でございます。

これについて、今日結論は出ないかもしれませんが、何かご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

非常に難しいですね、これ。難しいですね。じゃあ、これにつきましても、ちょっと、まず持ち帰っていただいて、よく検討していただいて、先ほどの地域の実情とあわせて、これは結論ではありませんけれども、今考えられる、例えば地域振興策、地域の実情プラス、今考えられる地域の振興策、こんなものがあるんじゃないかということであったり、また、この候補地の出し方について、これについてはこういうご意見があったというふうなマスコミ公開の形としますので、具体的な市町村名は出しませんので、皆さん方の忌憚のないご意見を、後日期日を決めますので、ペーパーで出していただくということではいかがでしょうか。よろしいですか。

ですから、それでもう多数決というわけではなく、そういうご意見があるということで、次回のこの会議において、有識者会議の進め方なんか、進捗状況なんかも説明をしていただきながら詰めていくということで、それでいかがでしょうか。ご意見ございますか。いいですか。

(もう一回整理してください、もう一度。)

村井知事：もう一度言いますか。はい。今日、ここで、なかなか、すぐ、今説明があったばかりでありますので、手を挙げて意見を言いづらいと思いますので、先ほど言いました地域の実情を照会する、ペーパーで提出してくださいと言いましたが、そのところに地域の実情と、あと2つ追加いたしまして、1つは地域振興策について、今の段階でこういうものが考えられるんじゃないかという地域振興策、これは自分の市町村ということではな

くて、どこに決まってもこういうものがあるというようなご意見ですね。

3つ目は候補地の絞込みについては、複数は提示した上で意見を詰めていくのか、あるいはもう、有識者会議等でどういうふうな形で、プロセスで決まっていくのかということを行った上で、もう、ぼんと、この場所でやりたいということを発表していただくか、その辺につきましても、皆さんの忌憚のないご意見を紙にまとめて出していただくということではいかがでしょうか。

それを私どものほうで大体取りまとめて、環境省とよく調整した上で、次回、環境省が主催になると思いますけれども、次回の市町村長会議の中でそれをテーマにまたご議論いただくという形にしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。ペーパーについては、市町村名は出さないと、こういう意見があったという形で出していきたいというふうに思います。よろしいですか。

蔵王町長：1点だけ、よろしいですか。蔵王町でございます。

先ほどお話が出た中で、そのような形で出るのであれば、もう1点を追加というか、ここでちょっとお聞きしたいんですが、環境省のほうに。この有識者会議のメンバーが8名の方、地元からも宮城県からも考えられないのかという話だったのですが、それはもう無理なのかどうか、そこら辺ははっきり。それとも考えられるのであれば、その辺の意見なども反映できるのかどうか。その辺のなども考慮。その辺なんかはまだはっきりしていなかった。今、知事の話だと、もうそういったことが一つの、我々のほうに、市町村に、全てにいろんなお話をしていくのであれば、その辺も考慮できるのかどうか、ある程度それを。それとも、もうこの8名で決まったのか、それとも1名プラスすることはできるのか、その辺のあれですね。ちょっとお話しただければ。

村井知事：お願いいたします。

井上副大臣：やはり、地域の実情あるいは意向に応じて選定作業を進めさせていただきたいと思っております。ですから、そういう意味では重要なご意見だとは思いますが、ただ他方で宮城県だけではなくて、5県を今対象として進めさせていただいております。ですから、そういう意味では、むしろ、まさに地域を代表するのは知事さんであり市町村さんでありますから、こういった場であるいはいろんなご意見をいただけるということであり

ますから、そういったご意見をいただいた上で、それを有識者会議のほうにかけさせていただくと。こういった手続をしてもらえればと思っております。

村井知事：よろしいですか。こういったものはなかなか難しいもので、相当知識のある先生方だというふうに思います。よろしいでしょうか、それについては。いろいろ皆さん思いがあるかと思いますが。

どうぞ、石巻、お願いします。

石巻市長：石巻市の亀山です。最終的にこのベントナイトで押さえるということなのですが、ベントナイト、いわゆるモンモリナイトを中心とした粘土鉱物ですけれども、層状化合物の中にセシウムを入れることによって安定に保持させるという考えなのですが、しかしセシウムが化学変化をしたときに、恐らく水酸化セシウムになる。そのときにプロトンを出します。そうすると、そのプロトンがイオン交換でそこで置きかわる可能性があります。そうするとセシウムが抜けるという可能性もあるものですから、その辺は、これは最終処分場が、本当に非常に安全を確保するための重要なところですので、仮にそれがほかに置き換わる対策というのは講じているんでしょうか。

村井知事：お願いします。

梶原部長：ありがとうございます。今の点でございますけれども、長期的な話で、現時点において土を入れるというのがどういう形のものかということなのですが、まず土の中で、土で止めるという発想よりも、まずは出ないようにするときに、幾つかの多重的な防御をとるということであります。基本的な構造は、遮断型の最終処分場の構造ですから、コンクリート構造物を使って周辺に出ないようにする。これが基本的な第一の思想でございます。ですから、遮断型の最終処分場。

これの劣化を防止するという観点から、コンクリートの耐久性の強いコンクリート、あるいは骨材、鉄筋を、防腐、腐食性の少ないものにする。あるいはコンクリート自体を守るためにいろんな樹脂等でやっていく。これがまず第一の発想です。その際に、さらにそのときに、周りの、例えば最終処分場の中に、容器に入れた灰を入れるわけなんです、灰と灰との間に土を入れることによって、キャッチできるようにする。長期的には今みた

いな議論もあるのかもしれませんが、キャッチできる形にするのと、間の点検廊にも、将来的には1メートル以上の厚さになると思うんですが、その土壌層を入れて、そこでキャッチをするという構造になっています。

ですから、今のところで私が申し上げたいのは、基本構造はコンクリートで全部シャットするという事なんですが、併せてそういったものも取ることによって対応していきたいと。まず水に接触するということは、まず、ないようにするというのが、まず第1点だと思っております。

村井知事：よろしいでしょうか。そういった質問事項がありましたら、また別途ペーパーを出していただきたいというふうに思います。

環境省から説明がありました件についてのご意見、ご質問は終わりますが、その他、この機会に何か指定廃棄物の問題で言っておきたいことがありましたならば、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

塩竈市長：あります。

村井知事：ごめんなさい。失礼しました。塩竈に行きます。

塩竈市長：塩竈市長の佐藤でございます。今日、まず、この市町村長会議を開催いただきましたことに感謝申し上げます。

ただ、我々首長、この会議に出席したという責任はそれぞれ重く受け止めていかなければならないだろうと考えておりますし、この問題は本当に全ての市町村に関係する課題であります。

ただ、一方で知事が冒頭でご挨拶されましたように、この計画を進めるとしたときに、それぞれの地域住民の反発というのは大変大きいものがあるかと思っておりますが、先ほど知事のほうから、今後それぞれの自治体にアンケートをお願いしますというお話がありましたが、例えば今後の進め方として、そういったアンケートの中から、手挙げ方式というものを期待されてのアンケートということで考えておられるのかどうかを確認させていただいてもよろしいですか。

村井知事；全く、そういうことではありません。うちがやっていいというところがあったら、ぜひ書いてもらっていいかと思うんですけど、恐らくどなたもそんなところはないと思いますので。どういう意見でも結構ですから、書いていただいてもいいかと思います。自分のところで手を挙げたいというところはそれでも結構なんですけど、それを聞くためのアンケートでは決してないということです。あくまでも、先ほど言った内容についてご意見を聞くということでございます。

塩竈市長：以前、知事も、冒頭ご挨拶いただいたように大変厳しい道のりが待ち受けているわけでありまして、我々ももちろん当事者でありますので、今後何回かこういう打ち合わせを重ねる中で、やっぱり全ての首長がしっかりと、そのプロセス、時間を大切にしながら、という思いであると思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

村井知事：わかりました。その辺は十分留意させていただきたいというふうに思います。

ほかに。よろしいですか。

それでは、最後に次回の会議の持ち方についてを議題にいたします。今日までは、1回目、2回目は県が主催いたしましたけど、次回からは主催を国に引き継いでまいりたいというふうに考えております。

今後の日程について、それでは環境省から説明をしてください。

梶原部長：資料7ということで、一枚紙の資料、この色がついている、こういう資料がございます。

本日は3月28日でございますけれども、今後、4月22日には再度有識者会議を開催する予定であります。これが第2回、4月下旬となっておりますけれども、4月22日にやることを考えてございます。

それで、この会議につきましては、5月以降、その4月の有識者会議の状況も踏まえて、開催させていただければと思っております。先ほど知事からお話がございましたけれども、次回は国の主催で考えさせていただきたいと思っております。県とも調整をして、日程等については調整させていただきたい。それで、第3回以降も順次開催させていただければと思っております。

村井知事：これについて、ご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。じゃあ、それを見ながらということにして。

なお、最後に、先ほどのアンケートの取りまとめでございますが、完全なものでなくてもいいと思います。4月下旬に有識者会議が開かれるということでございますので、その日程を聞いて、それに取りまとめて意見を出せるように、まずは皆様方に1回目のアンケートをさせていただきたいと思います。ただ、このアンケートが全て皆さんの意思ということではなくて、今の時点でのお考えということで書いていただきたいというふうに思っております。修正等は順次、随時受け付けたいというふうに思っておりますので、今の考え方を取りまとめていただき、4月下旬の有識者会議にお諮りをしていただくという形で考えたいというふうに思います。

それでよろしいでしょうか。いいですね。ちょっと時間がなくてバタバタいたしますが、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、みんなとともに苦労を共有しながら、前に進んでいきたいというふうに思っておりますので、皆様ご協力をよろしくお願い申し上げます。

非常に短時間でお話をまとめていただき、心より感謝を申し上げます。

以上で議事を終了いたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、県より、知事からお話がありましたとおり、県から改めて、今日発言できなかった部分、質問等も含めまして、アンケートで意見聴取させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、本日の会議を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。